

法吉公民館使用実費等規定

1. 各 室 使 用 実 費

令和元年10月1日より

(単位：円)

	地 区 内			地 区 外		
	午 前 9:00~12:00	午 後 13:00~17:00	夜 間 18:00~22:00	午 前 9:00~12:00	午 後 13:00~17:00	夜 間 18:00~22:00
研 修 室 1	4 0 0	4 0 0	5 0 0	8 0 0	8 0 0	1, 0 0 0
研 修 室 2	4 0 0	4 0 0	5 0 0	8 0 0	8 0 0	1, 0 0 0
和 室 1	3 5 0	3 5 0	4 5 0	7 0 0	7 0 0	9 0 0
和 室 2	3 5 0	3 5 0	4 5 0	7 0 0	7 0 0	9 0 0
図書・視聴覚室	3 0 0	3 0 0	4 0 0	6 0 0	6 0 0	8 0 0
会 議 室	3 0 0	3 0 0	4 0 0	6 0 0	6 0 0	8 0 0
調 理 実 習 室	5 0 0	5 0 0	5 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0

- ・ 公民館主催・共催事業及び地区内各種団体（別記）以外の利用者は有料とする。
- ・ 参加者の半数以上が地区内住民の場合、地区内料金とする。
- ・ その他特別な場合は、館長の判断により使用実費を決定する。

2. 施設備品等の使用料

- ・ 冷暖房（コインタイマー） 研修室：1時間200円
図書・視聴覚室、和室、会議室、調理室：1時間100円
- ・ カラオケ、プロジェクタ、ピアノ、ビデオ（DVD）、音響機器：1回の利用につき各500円
- ・ パネル、白：1回の貸出に付500円
- ・ 机：1台 50円、椅子：1脚 20円（館外貸出の場合）

3. 印刷・コピー

	カラーコピー	白黒コピー	印刷
B5・A4	サイズに関係なく 1枚につき50円 (両面100円)	10円（両面20円）	5円（両面8円）
B4		15円（両面30円）	6円（両面9円）
A3		20円（両面40円）	7円（両面10円）

■ 室料無料取り扱い団体（ただし調理実習室を調理で使用の場合は500円徴収する。）

- ・ 法吉公民館運営協議会
- ・ 法吉地区社会福祉協議会
- ・ 法吉地区町内会・自治会連合会
- ・ 法吉地区老人クラブ連合会
- ・ 法吉体育協会
- ・ 法吉地区交通安全対策協議会
- ・ 法吉地区青少年育成協議会
- ・ 法吉地区人権教育推進協議会
- ・ 活動する市民グループ 法吉鳥
- ・ 法吉地区地域安全推進委員会
- ・ 美しい法吉のまちをつくる会
- ・ 法吉地区更正保護女性会
- ・ 法吉地区福祉推進委員会
- ・ 法吉地区消防協会
- ・ 松江市消防団松江橋北方面団法吉分団
- ・ 法吉地区交通安全協会
- ・ 法吉地区まちづくり推進協議会
- ・ 法吉地区あんぜん・あんしんネットワーク
- ・ 法吉地区婦人会
- ・ あったかスクラム法吉
- ・ 法吉地区民生児童委員協議会

公民館使用に関する決まり

松江市法吉公民館

1. 公民館を使用する場合

- ① 公民館の使用を希望する場合は、使用する3日前までに所定の「公民館使用許可願書」に必要な事項を記入の上、公民館に提出すること

(使用予定月の前月の1日から予約可能)

- ② 公民館の休館日と使用時間

ア. 休館日・・・土曜・日曜日、法律で定める国民の休日及び祝日、年末年始

イ. 使用時間・・・9時より22時まで

※ 年末年始は閉館日とする。

- ③ 会場の準備等はすべて使用者が行い、使用後は必ず使用した部屋の清掃をし

て、机・いす等は使用前の状態にしておくこと。

- ④ 使用責任者は使用後、火気の点検(ガス器具の元栓等)、冷暖房器具、換気扇、

照明、戸締まりなど、後始末の確認を厳重にすること。

- ⑤ 使用終了の際は、使用責任者が公民館使用簿に必要な事項を記入すること。

- ⑥ 公民館の使用で生じた生ごみ・不燃物等はすべて持ち帰ること。

⑦ 公民館の施設・設備等を破損または滅失した場合は、速やかに公民館に届けること。

⑧ 公民館内は禁煙とする。

2. 時間外、休館日の使用について

① 休館中（夜間・土日祝日等）に使用する場合は事前に公民館窓口で鍵（公民館南口）の貸し出しの手続きをすること。（平日 9：00～17：00 の間）

② 使用後は、施錠確認後鍵を郵便受口に返却すること。（自動ドアの施錠も必ず確認のこと。）

3. 使用料について

別紙法吉公民館使用実費等規定による。

公民館はみんなの施設です いつでも だれもが
気持ちよく使えるよう 心がけましょう